

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

- 【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）
 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること
- 【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること
- 【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が25,600円以上51,300円未満であること
- 【第Ⅳ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が51,300円以上154,500円未満であること
- （※1） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準の判定に影響しません。
- （※2） 支給額算定基準額*1 = 課税標準額 × 6% - （市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）*2（100円未満切り捨て）
- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分	国 公 立		私 立		通信教育課程	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学		
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円（33,300円）	66,700円	38,300円（42,500円）	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円（22,200円）	44,500円	25,600円（28,400円）	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円（11,100円）	22,300円	12,800円（14,200円）	25,300円	17,000円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円（8,400円）	16,700円	9,600円（10,700円）	19,000円	12,800円
高等専門学校 （第4学年以上）	第Ⅰ区分	17,500円（25,800円）	34,200円	26,700円（35,000円）	43,300円	/
	第Ⅱ区分	11,700円（17,200円）	22,800円	17,800円（23,400円）	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円（8,600円）	11,400円	8,900円（11,700円）	14,500円	
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円（6,500円）	8,600円	6,700円（8,800円）	10,900円	

（注1）自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。また、当初は自宅通学の月額が振り込まれ、自宅外通学である証明書類の審査完了後、その振込反映月に、自宅外通学が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査完了をなつた場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

（注2）生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注3）通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

（注4）給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借入金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【第一種奨学金の併給調整】

給付奨学金を受給し、あるいは大学等における修学の支援に関する法律に定める授業料等の減免を受けながら、第一種奨学金の貸与を受ける場合にあっては、第一種奨学金の貸与月額については、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容にかかわらず、政令の規定に基づき貸与月額が増額又は減額された額に変更されます。また、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付開始からすでに振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、すでに第一種奨学金を受けている場合、給付開始からすでに振り込まれた金額が調整された金額で清算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱います。なお、毎年機構等が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額あるいは授業料等の減免の額が見直された場合においても、第一種奨学金の貸与を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が、その貸与において取り交わした返還誓約書の内容にかかわらず、政令の規定に基づき増額又は減額された額に変更されます。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

- （1）退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
 （2）下表【適格認定における学業成績の基準】に基づく反映を受けた場合

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は採用前に辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。

（2025年度大学等予約採用）